

全 体 会

15:40～16:40



コーディネーター

松原 康雄氏 (明治学院大学社会学部 教授)

パネリスト

第1分科会：田中 博章氏 第2分科会：増沢 高氏
第3分科会：北谷 尚也氏 第4分科会：高橋 温氏
第5分科会：高場 利勝氏

オブザーバー

田村 悟氏 (厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課虐待防止対策室長)

松原 康雄氏 それでは、よろしくお願いいたします。

午前中の分科会はそれぞれ皆さん御出席になられたか、この午後からの御参加ということだろうと思いますので、各分科会での議論の内容をこの最後の全体会という場所で共有させていただきたいと思います。

時間があれば、少し報告者からあるいは私や田村さんとのディスカッションの時間もとれたら良いなと考えております。

まず、第1分科会から御報告をいただきたいと思っております。横浜市田中こども青少年局長の方からお願いいたします。

田中 博章氏 それでは、私の方から第1分科会の御報告をさせていただきたいと思っております。

第1分科会では「居所不明児童～支援が届かない子どもの現状と課題～」をテーマに、横浜市の児童

虐待による重篤事例等検証委員会の委員を務めていただいた弁護士飯島奈津子先生と、ジャーナリストの石川結貴さん、それから私の3名のシンポジストで行いました。

まず、横浜市の6歳女の子の事件、厚木市の男の子の事件等、相次いで起きた事件によって、居所不明児童の問題が世間の注目を集めることになりましたが、この2つの事例ですとか、石川先生が取材した事例の中から見えてきた居所不明児童に共通する課題や対策について議論をいたしました。

まず最初に、私の方から横浜市の居所不明児童対策に取り組むきっかけとなりました女の子の事件から捉えた居所不明児童対策の課題と、庁内プロジェクトによる関係部署間の連携のための仕組み作り、それから要保護児童対策協議会を中心にした調査と情報管理について説明をいたしました。

続いて、飯島先生からは横浜市と神奈川県との2つ

の検証委員会の委員の立場から、居所不明の子どもの最善の利益を守るためのポイントとして、支援者側が居所不明であることへの危機意識の欠如、就学時における踏み込んだ調査の欠如などの課題を指摘され、要対協の活用ですとか、自治体間の情報共有が課題であることを提案されました。

最後に石川先生は、社会とのつながりを持ってない親と、社会に存在を認められない子どものテーマで取材を通じて把握されてさまざまな事例を交えてお話をいただいたところでございます。

社会からの存在が認められない子どもとなってしまう居所不明児童については、教育、医療、福祉の行政サービスを受けられない。貧困と孤独の中で虐待や不適切な生活環境におかれ、常に生命の危機にさらされていることなど、数々のリスクを背負っているにも関わらず、行政の支援につなげることができないため、リスクがある実態を把握されていないということです。

3名のシンポジストからの提案内容を要約いたしますと、居所不明児童の所在や安全確認の具体的な対策を講じていく必要があり、所在が不明であることへの危機意識を高め、義務教育である小学校入学の時点を子どもの所在を社会的に網羅して確認してできるタイミングとして、踏み込んだ調査を行うべきという提案がありました。

自治体内では、要対協を活用して子どもの置かれている状況、将来も想像して徹底した調査を行うことが重要であると考えます。

そして、一方で転居を繰り返す児童の追跡はなかなか容易ではなくて、複数の自治体間に分散する情報の一元化や情報提供のルール化などに対して、全国的な仕組みの構築を横浜市から提案させていただいております。

最後に居所不明児童となる原因は社会や行政とつながれない、つながらない親への支援の難しさに集約されます。このような養育者が経済的に不安定だったり、家族や親族との断絶、社会性に乏しいなど、複数の課題を抱える中で社会的孤立を深めていっています。

石川先生からは、つながれない親は行政や支援者とコンタクトをとった経験がなく、自分のやってきたことを責められることや一方的に善意や正論を押しつけられたことへの戸惑いを感じていたり、生活

上の指導や注意が苦手で、支援の枠に押し込められたくないという心理を持つなどのお話をいただきました。

支援する側として、対象者の生活やお金、経済状況を想像する力。その想像力からあと一歩踏み出す行動力。常識や前例にとらわれない突破力が必要という御指摘をいただいたところです。

社会とのつながりを持ってない親によって、その存在を認められている子どもを救い出し、子どもの命と人権を守るための常識や前提にとらわれない柔軟な発想でつながれないをつなぐ関係にしていくための支援として何をすべきか。そして、それぞれの事例に真摯に向き合って対応していくことが必要であることを確認して、シンポジウムを終えたところです。

以上、第1分科会の報告です。

松原氏 田中局長、どうもありがとうございました。

日本の児童福祉法は国籍条項等を持っておりませんので、18歳未満であれば一定のサービスが届くようになっておりますが、この分科会で取り上げられたように、社会からの存在が認められない子どもがいるとしたら、そこは児童福祉法がなかなか及ばない領域になってしまいます。さまざまな理由で分科会の中でも御議論があったようですけれども、つながらない、つながれない親たちがいるということは良く理解できることです。

しかし、子どもの意見あるいは子どもの声を代弁する存在として、関係機関がこれも分科会の中で出た言葉を引用しますと、一歩踏み出す行動力があって、子どもを社会的に認められる存在として位置づけて、必要な支援につなげていくということは、そのつながらない、つながれない親、そのことに任せてしまっただけではできないことなのだろう。ただし、それではつながらない、つながれない親は放置して良いかというところ、そうでもないというところで、なかなか現場では苦勞をされていると思います。まずシステムとして、そういう子どもがいるのだということに気づき、そして、そういう子どもたちの存在をまさに認めていくようなことがあって、その先に何ができるという議論になっていけば、今の日本の児童福祉法というものも生きてくるのかと考えております。

なかなか第1分科会は議論をしていくのにさまざま

まな面からの検討が必要なテーマでされていて、御苦勞をそのまま議論の中で読み取ることができました。ありがとうございました。

続いて、第2分科会でございます。子どもの虹情報研修センターの増沢研修部長からお願いいたします。

増沢 高氏 子どもの虹情報研修センターの増沢です。よろしくお願いいたします。

第2分科会のテーマは「要保護児童対策地域協議会～連携から協働へ“一緒に！”～」という言葉添えさせていただいているテーマです。

平成16年に児童福祉法が改正されて、それまで要保護児童あるいは要支援児童は児童相談所が担う中心対象となって担っているという状況から、市町村もそれを担うと法改正されました。それを行っていくために、他機関協働のシステム要保護児童対策地域協議会の設置の努力義務ということが法定化されて、それからもう10年近く経つわけですが、この要保護児童対策地域協議会、略して要対協と呼んでいるのですけれども、そこの実態はどうなっているかといったところを見たときに、これは市町村によってかなり格差が大きいということ。もちろんエリアもそれぞれ人口規模も違いますし、また、そこにいる職員の配置のあり方も相当違います。そういった中で非常に幅に開きのある状況になっている。

また、課題としては、要保護児童対策地域協議会を作っているいろいろな機関が協働して支援に当たらなければいけないのですが、なかなかこの協働が上手くいかないという課題があります。特に聞こえてくるのが、学校との連携でありますとか、一番の要である市町村と児童相談所の連携に課題があるということで、その課題を踏まえて2種類の実践報告がされました。1つは、伊勢原市の取組で、もう一つは鎌倉三浦児童相談所の取組の実践例です。

まず、伊勢原市の取組ですが、伊勢原市は神奈川県のちょうど中心に位置する人口約10万人の市ですが、要対協の取組を始めていって、児童虐待対応の様々な呼びかけを関係機関に研修等を実施しながら行ったところ、なかなか関係機関にそういった研修が届かないという実感があったということです。その背景には、この児童虐待を中心としたこの分野の難しさ、いろいろな法律も急速に改正されていく現状もあり、なかなか理解を得ていくことが

難しいということです。関係する機関に対して、分かりやすい研修をすべきであるということから紙芝居を使って研修を行うなどの工夫をしてきました。

その発展的な実践として、また、予防的な取組、虐待の起きない地域づくりに向けた取組の一環として、高校生に対して児童虐待の研修を実施したということです。妊娠する前の市民への虐待予防ということで高校生を対象にしたということです。その方法に工夫があり、それは演劇を通して子どもたちに伝えていくというものでした。

子どもたちにしても、高校生2人、これは成人が演じるわけですがけれども、高校生2人の間に妊娠してしまった。さあどうしようというストーリーになるわけです。いろいろな登場人物がそこには出てきます。産婦人科も出てきて、両親も出てきて、学校の先生も出てきてということで、高校生が思う以上に関心を持ってその演劇を鑑賞されていたということです。

高校生にとっても非常に身近で、関心の高いテーマであったということがまず一つ。そして、その演劇で高校生に伝えられるメッセージは、「とにかく頼ってほしい」「相談してほしい」ということを伝えたいということで、今、虐待死亡事例の検証報告にもありますように、虐待で死亡するケースの半数近くが0歳児。そのほとんどが妊娠期に受診していない、相談していないという方々が多いといった実態を踏まえた、非常に有効なメッセージを届けようとする取組でした。

そして、この演劇をして高校生にとっても非常に関心を持ってもらった背景に、演劇を行うときに伊勢原市の職員だけでなく、そこに児童相談所の職員、平塚児童相談所の職員の方が、学校の先生も交えていろいろな役割を担ってもらったということがあります。

そういう形で演劇を構成し、実施したことで、参加した職員同士のつながりが築かれ、連携の輪が広がっていったということです。高校生に受けたとか、分かってもらえたということで、このことの実感が非常に重要だったようです。なかなかこういった協働をとるときに書類上の机上の話し合い、難しい研修会、個別ケース検討会議、あるいは進行管理会議などで初めて出会って、書類上のケースなどを見て、議論をしたときに、なかなかつながることはでき

にくい。協働の輪は生まれにくい。演劇を通して一緒に感動したり、一緒に笑ったり、それぞれの人間性も出し合いながら作り上げて行ったところに連携が築かれていった。これは非常に大事な視点ではないかと思いました。それが伊勢原市の実践の報告です。

2つ目の報告が、鎌倉三浦児童相談所のされている鎌三チャレンジ、「鎌三」というのは鎌倉と「鎌」と三浦の「三」で鎌三です。同行訪問モデルの実践に関する報告です。

これは今、市町村と児童相談所でケースが来たときに、そのケースは一体どちらが動くのだということで、押しつけ合いがあったりということがまま起きている。そういう中で、通報があったケースに対して一緒に家庭訪問に行こうということです。

児童相談所に警察から通告が来た70%以上のケースに対して、同行訪問を行っている。全ケースのうちの約半数近くは同行訪問をしているといった実践です。

この背景に、通報が来て児童相談所が動いても、ケースは本当に多様なケースが来る中で、身近な地域の支援を必要としているケースが少なくないということが児相側の立場としてはある。それから、市町村として見ても、平成16年に法改正があって、要保護児童や要支援ケースに関わるようになったとはいえ、十分な児童相談体制というものがないという状況が構築できていないということ。そういう中で、児相に依頼してもなかなか児相が動いてくれないという実態がある。そのような中で、まずは一緒に動いてみようということをスタンダードにして実践していったということです。市町村側も、児童相談所の動きを学びながら、また自分たちの支援を届ける。そういう展開が可能になっていったという報告です。

鎌倉市から、その実践について御報告いただきました。具体的な動きの流れとしては児童相談所から依頼があったときには同行訪問します。同時に鎌倉市にケースが挙がってきて、これは保護を検討した方がよさそうだとすることが想定されるケースは必ず児相にオーダーを出して、一緒に訪問する。そういった両者の約束の中で展開するわけです。これにより鎌倉市としては実践を振り返る本当に良い機会になって、OJTとして力がついていったと同時に、支援がスムーズに届けられるようになったという成果を語られておられました。

とかくこういうケースが増えてくると、どうしてもルールを作ってここまですり町村、ここからがという方向に行きがちです。ところが、報告をお聞きして改めて思うことは、どちらがではなくて、ケースはそれぞれ児相にも市町村にも必要なものを両者から支援の手を伸ばすということが重要で、どちらのケースがという発想ではなくて、共にということがとても大事だということです。実際、一緒に訪問して家族の姿、子どもの姿を一緒に見たことで役割分担が非常に取り易くなったということです。

一方、どちらかが訪問してそれを書類にまとめて話し合いをするよりも、ずっとスムーズにできるようになったということで、その成果が報告されました。

以上が第2分科会の報告です。

松原氏 ありがとうございます。

要対協という組織がだんだん劣化してまいりますと、代理出席が増えます。そのうち、代理出席もなくなり、欠席になります。今、第2分科会で御紹介をいただいた2つの事例は、演劇などはそうですけれども、直接のことではないことも含めて、一緒にやることの大切さ、そこで顔と名前だけではなくて、それぞれの役割分担をやった時の苦労もお互いに分かるという形。同行訪問もそうです。一緒に訪ねてみて、そういう部分で実際的な連携のきっかけが日々作られている中に初めて、要対協が動き始めているということが見えてきました。

こうやって現場レベルでの個別支援のチーム会議が動けば、一番親元となる要対協の全体会も活性化してくる。そういう循環になるのかと思ってお話を聞かせていただきました。

それでは、第3分科会、川崎市虐待対策室の北谷担当課長よりお願いいたします。



北谷 尚也氏 御報告申し上げます。

第3分科会につきましては、プログラムでは57ページからが資料となります。テーマは「児童虐待対応における医療機関との円滑な連携について」でございます。

初めに、パネリストの御紹介をさせていただきたいのですが、5人いらっしゃいまして、川崎市こども家庭センターの相談調整担当の出路係長。

川崎区保健福祉センター児童家庭課児童家庭相談サポート担当の梅澤係長。

私立川崎病院小児科医師、安藏部長。

聖マリアンナ医科大学、向井法医学教授。

最後に、横浜市立市民病院小児科、佐藤医長の皆さんです。

また、コーディネーターは川崎市こども家庭センターの児童精神科医師の中山部長がなさいました。

パネリスト5人の方は、お二人が行政の職員。3人がお医者さんという医療機関からの立場ということでお話をいただきました。

各パネリストの話のポイントを少し申し上げたいと思います。恐れ入りますが、この後のお話を敬称をさんづけでさせていただきたいと思います。

また、分科会の方をお聞きいただいた方々が63人いらっしゃったということで、事前には70名を超えるお申し込みをいただいたということで、机を全部出して、椅子のみでお聞きいただくという場面となりました。テーマへの御関心が非常に高いということがうかがえました。

初めに、出路さんですけれども、児童相談所の職員として虐待の増加の現状、通告先としての医療機関、これについては割合がまだ少ないという現状を踏まえて、1つは医療機関と児童相談所におけるギャップ。具体的には、医療機関としては虐待と言えるかですとか、あるいは治療への影響。そういったことの不安な心配がある。

また、兎相としては、医療機関に通告先となってもらえるのだろうかという不安な心配。こうしたことをお話しいただいた中で、こうしたギャップを埋めるためには、1つは子どもの最善の利益が最も大切なことということで、それぞれの組織が連携のためにのりしろ、くっつけるためののりしろを持って取り組む必要があるのではないかというお話で、ネットワーク作りへの取組の必要性ということも主

張なさいました。

梅澤さんは保健師でいらっしゃいまして、虐待予防の視点を持って日々業務に取り組んでおられるということで、保健所、児童相談所、医療機関、そういったそれぞれの日常的な関わり合いということもお話をいただく中で、他の職種、社会福祉職、助産師あるいは心理職、こうした多職種での判断・検討を組織的に行っている中で、とりわけ川崎区につきましては、エリアの特徴として飛び込みの出産ですとか、若年出産。そうした現状がある中で、特定妊婦の方が多いという点では、出産前からの早期の発見あるいはフォローが必要。そういった強い視点から医療機関との連携は必須であり、予防的支援や関係機関とのネットワーク作りの重要性をお伝えいただきました。

3人目の市立病院の医師であられる安藏さんからは、資料の方にも詳しい資料を載せていただいておりますけれども、病院からの虐待通告によって家族との信頼関係が崩壊した事例。そのお子さんの症例の詳しい点、あるいは御家族の方から虐待を疑ったことを謝罪しろといった形で崩壊したということなども詳しくお伝えをいただいております。

特に問題点として、虐待に関する国民の認識の不足も挙げられるし、医療者としては敵になってしまうということで、医療が成り立たないということでの不安。そうしたものも感じつつ、対応としては例えば通告のタイミングなどを逸さないためには、機械的に早期に伝えるということもあるのではないかと御提案もありながら、最後に解決策のヒントとなるのではないかとということをおっしゃっていたのが、権威ある機関によるチェックリストの必要性。長寿番組のいわゆる印籠です。そうしたものの例も引かれながら、現場サイドとしての悩みの経験を話してくださいました。

向井さんからは、大学附属病院の院内虐待防止委員会、平成11年に作られた防止委員会の委員長を法医学者として長年務めてこられた視点でお話をいただきました。やはり医療機関と児童相談所のギャップ、特にお医者さんの方では、虐待についてももちろん関心はあるけれども、判断に自信が持てない。また、患者さんとお医者さんの関係を保ちたいという意識がある。一方、院内虐待防止委員会の立場としては、少しでも疑ったら一旦は立ちどまら

せる、知らせるといこと。医療機関の受診ということが発覚の非常に大きな絶好の機会であるといことを踏まえると、法医学者としては、医者との立場とはまた別に、この子の命を心配しているのだとい姿勢を崩さず、一步も引かず、取り組んできたといところ、対応されているといお話がありました。

法医学という立場からは、警察における解剖の現状などについても言及していただいて、これについては資料にも詳しくお載せいただいております。

最後に、医療人として求められる姿勢、虐待を疑う姿勢と、立ち止まるという姿勢などの重要性は再度おっしゃっておられたことが印象的でした。

最後になりますけれども、佐藤さんからは横浜市の児童虐待防止医療ネットワークの取組についてお話をいただきました。

横浜市のネットワークの立ち上げについては、小児救急体制を確立させるといことをきっかけとさせたといことで、小児拠点病院、具体的には24時間体制で救急を受け入れる。あるいは11人以上の常勤ドクターを置くといった体制整備の中で、この拠点病院が協力をして、児童虐待の防止に取り組もうといことで動かれているといことです。

とりわけ、定例会ですとか、勉強会などの現状の取組を踏まえて、ネットワークを平成25年から進めてこられたのですけれども、やはり課題を感じておられる。具体的には、施設間のレベルの違い、そういったものを平準化する必要性であったり、あるいは小児科以外の診療科との連携。共通したお話が安藏さんから出ましたけれども、スクリーニングシートを求められているのではないかと。あるいはその作成にも現在、取組中であるといことで、資料には出ていないのですが、今、実際に作成しておられるリアルタイムのお話などもいただきました。

今、ネットワークそのものは立ち上げて2年といことですが、今後医療機関としても社会の一員として連携を模索していきたいとい医療の貢献の必要性を訴えて、締めくくられました。

第3分科会からは以上でございます。

松原氏 ありがとうございます。

医療の場というのは、本当にさまざまな子どもたちが大勢あられる場所ですから、教育と一緒に子

どもの虐待の発見にとっては非常に重要な場であると思ひます。

その中で、それぞれの方々が連携の難しさといことを指摘されたのかなと思ひます。冒頭にありましたように、しかし、そののりしろをお互いが出すといことの大切さといことも確認できたのではないかなと思ひます。

今後ますますこの医療機関との連携といものは児童相談所のみならず、虐待対応に関わる機関、施設相互の連携とい意味でも大切になってくるのかなと思ひます。

それでは、第4分科会になります。新横浜法律事務所の高橋弁護士よりお願いいたします。

高橋 温氏 第4分科会の御報告をさせていただきます。資料は85ページからになります。

第4分科会は「高年齢児童への自立支援～虐待の連鎖を断つために～」というタイトルで開催されました。コーディネーターは相模原市児童相談所長の鳥谷明さん。パネリストに私と鈴木寛子さんと久保田啓仁さんとい3人で行われました。

最初に、私の方から子どもセンターてんぽといNPOでやっている活動の御紹介をさせていただきました。基調講演を御講演された松原先生が実は副理事長をやっているといNPO団体なのですが、活動は大きく言うと3つをやっています、1つが子どもシェルター、2つ目が居場所のない子どもの電話相談事業、3つ目が自立援助ホームと、施設を2つと電話相談をやっているところなのです。活動のきっかけになったシェルター立ち上げの理由について、法律上の課題、少年事件などの少年の帰住先、児童相談所の一時保護所の課題などのお話をさせていただきました。

それから、自立援助ホームとシェルターとい同じぐらいの年齢の子どもを対象にして、同じぐらいの規模の施設をやっているのですが、何が違うのかといことを御説明をさせていただきました。シェルターはまず逃げてくる場所なので、虐待環境から逃げてくるので、親権者との間で緊張関係が続いている。そのために施設の性格として必ず秘匿をしなければいけない。どこにあるのかといことを内緒にしなければいけないといのがシェルターの特徴になっています。

これに対して、自立援助ホームというのは、働きに行ってお金を貯めて、アパート暮らしをする資金ができれば自立をするためにいるところなので、入所期間も長いですし、地域との連携をとりながら施設を運営していくということができるといってお話をさせていただきました。

その上で、それぞれのシェルターと自立援助ホームについて、具体的なケースの御紹介を簡単にさせていただいた上で、最後に支援に当たって大切にしていることとして、子ども自身の選択を尊重すること、関係機関との連携協力をする、子どもが望む限り見捨てないということをお話をさせていただきました。

お二人目に、相模原市さがみの里親会の鈴木さんのお話をいただきました。鈴木さんはこれまで30人の子どもたちを養育されてきて、現在も3人の委託を受けて養育をされているという方です。

15歳のときに里親委託をされて、現在大学3年生になっているお子さんのケースを具体的な事例として御紹介をいただきました。鈴木さんはとても落ちついた語り口で静かに淡々とお話をされているのですけれども、まさに里親さんの養育というのがそういう積み重ね、静かな中での日常の積み重ねをしていく、生活をともにすることによって支援をしていくということをしごく感じさせるお話だったと思います。

この子の生い立ちとか経緯は資料に書いてあるのですけれども、無事に今、大学生になり、今、現実に委託されている子どもたちとの関係で彼が先輩としての良いアドバイスをしてくれたりということを経験されていらっしゃると思います。

このケースを通じて、鈴木さんの方から具体的な御提案を何点かいただきました。1点目が、措置延長をより積極的に活用していただきたいということです。2点目が、より多くの支援機関との連携をしたいということです。3点目が、委託解除後の再措置をとということです。

この再措置ということだけ少し御説明をさせていただくと、措置延長というのは18歳になるまでの間に児童相談所なりが関わって、児童福祉施設ですとか里親さんに行った場合に、18歳を超えても続けていくというのが措置延長の意味なのですけれども、再措置とここでおっしゃられているのは、何ら

かの理由があって18歳もしくは18歳から延長して、19歳とかで措置を一回切った後に、そこで失敗した子どもにもう一度児童福祉法上の措置はできないのかという問題提起になります。

4点目として、経済的な支援の充実ということをお話をさせていただきました。

その次、3番目に久保田啓仁さんにお話をいただきました。

久保田さんは相模原市就職支援センターのセンター長さんとしてお話をいただいたのですけれども、相模原市就職支援センターの活動の概要ですとか、支援対象者についてお話をいただいた上で、ハローワークさんとの違いですとか連携というお話をさせていただきました。

久保田さんのお話の中で私はいろいろ感じるころもあったのですけれども、就職をしてやめてしまっても、それは失敗ではないんだよということ子どもにも説明をしている。1回就職してやめて、2回目就職してやめて、3回目就職してやめれば、3つ経験すると、何が自分にとって良くて何が自分にとってしんどかったかということはあるんだから、次はだんだん自分の適正に合っているものを選べるようになるのだから、やめることはだめなことではないのだというお話をされていたのが印象的です。

就職後、現実に就職をした後に続けて企業の方と情報共有をしたり、支援をしていくということをととても大事にされていて、久保田さんの言葉で言う伴走型の支援を非常に大切にされていました。

就労準備事業ともう一つ、生活困窮者自立支援制度に基づく事業と2つのことをやられているのですが、就労準備事業について日常生活自立、社会生活自立、経済的自立についてお話をさせていただきました。

その後、18歳の女性の現実のケースの御紹介をいただきました。久保田さんはとても明るい方で話も明るいお話の仕方で、この18歳の子のケースのときにもモチベーションのために社長に対応してもらって、ベンツに乗せてもらって、それで社会生活上就職して車の運転とか楽しいことを目標にして支援をしていくということをしごく大事にしていますというお話をいただいたのが印象的でした。

3人の話の中で共通することが3点出てきています。1つは、18歳を超えた支援の必要性です。これは

先ほどの基調講演にも出ていましたが、少し踏み込んだところで言うと、18歳から20歳の問題は確かにあるのですが、松原先生のお話にもあったのですけれども、成人年齢が18歳になれば何もかもハッピーエンドで終わるのかといたら、そんなことは絶対にないのであって、支援の必要な子どもは成人年齢だから切れるということは少なくとも現実はそうではないだろう。先ほどお話が出ていましたが、子・若法の対象は0歳から30代とはっきり言われているわけですから、ここはこの機会に児童福祉もしくは子・若法、どちらの制度でやるのか別として、高年齢児童の自立支援といったときに、20代に突入しても思い切った支援をしていくということは必要なのではないかということが感じられました。

2つ目の共通点としては、個別支援です。久保田さんのお話にある伴走型もそうですし、鈴木さんが実践されている里親の家庭での養育はまさに個別支援です。我々シェルターや自立援助ホームでも個別支援をすごく大事にしています。10代後半の子どもたちを支えるというのは、個別支援が不可欠だろうということです。

3つ目は、自立支援に対する直接給付の必要性です。分かりやすいところと言えば、高等教育の費用。大学や専門学校の費用をどういう形で子どもたちに保証していくのか。学費がこんなに高く直接給付の奨学金がない国というのは日本ぐらいで珍しいのであって、そこをどう保証していくのか。

また、進学でもなくフルタイムの就労でもなく、その中間にいる子どもたちをどのように自立支援をしていくのかということもすごく大事だろうし、その上で必要なところに住居の確保ですとか、給付型の支援が必要なのではないかという話が出ました。

以上です。

松原氏 ありがとうございました。

児童虐待では死亡事例でいきますと40%の子どもが0歳児ということで、特に就学前の子どもについて着目をされがちなのですが、この高年齢児童もこの年代固有のさまざまな生活の困難性を持っていて、それについてどのように支援をしていくかということで、現場からの発言を非常にコンパクトにまとめて高橋弁護士の方から報告をしていただきました。

最後に3つの共通点をまとめていただいたこと

は、そのとおりだろうと思いますし、今私どもがやっている専門委員会の中でもこのことは意識して、検討しなければいけないと改めて思いました。ありがとうございます。

続いて、第5分科会になります。横須賀市児童相談所の高場所長よりお願いいたします。

高場 利勝氏 それでは、横須賀市が担当いたしました第5分科会の報告をさせていただきます。

本分科会は「児童相談所における特別養子縁組への取組」というテーマで行いました。

その目的としましては、冊子の98ページに記載してありますとおり、虐待の連鎖を絶って、パーマネンシーを保障し、あわせて家庭で育つ権利も実現する特別養子縁組について、皆様に考える場を提供するということですが、もう少し申し上げさせていただければ、特別養子縁組制度に対して、我々児童相談所がもっと関わって良いのではないかと、むしろ推進していくべきではないかという思いが私ども横須賀市児相にございまして、皆様に是非そのあたりをお考えいただきたいということで、このテーマをセッティングさせていただきました。

分科会の進め方ですが、他の分科会は全てパネルディスカッション形式をとられていますが、我々第5分科会は講演会形式という形で進めさせていただきました。

まず初めに、横須賀市が今年度より始めました特別養子縁組の推進に向けた取組。これについて本児童相談所から報告させていただきました。

内容としましては、資料の100ページから掲載しておりますが、取組に至る経過や本年2月に策定した社会的養護推進計画との整合性の中で、家庭養護の選択肢の一つとして、特別養子縁組に着目したこと。とはいえ、我々児童相談所として特別養子縁組に対するノウハウを全く持ち合せていない中で、たまたま日本財団さんからソーシャルインパクトボンドの実証実験のパートナーとしてお声かけいただき、既に特別養子縁組に実績がある民間団体さんの主導の中で、児童相談所も関わりながら縁組推進を行った事例を紹介し、最後にこの7カ月の実際の中で得た収穫と課題について報告をさせていただきました。

分科会の本来のテーマから少しずれてしまいます

けれども、ここでソーシャルインパクトボンドについて触れさせていただきますと、略してSIBと呼んでおりますが、もともとはイギリスで導入された仕組みでして、皆様に一番分かりやすい例としては、例えばアメリカのある州立刑務所で、刑期を終えて出所した元受刑者の再犯率が非常に高い。そのために刑務所が常に満杯状態で、州、いわゆる行政が負担する刑務所の運営経費が人件費も含めて物すごく高くなってしまいます。何とかしたい。こういった状況の中で、出所者に対して民間団体に再犯防止プログラムを実施してもらいます。このときに再犯防止プログラム実施にかかる経費は、その趣旨に賛同するいわゆる投資家の方々に資金提供をしてもらいます。行政はその時点で一切負担はありません。

このプログラムを実施した結果、例えば5年後、10年後に再犯率が下がっていれば、州が負担する刑務所の経費が結果的に抑えられることとなりますので、これがつまり事業効果が出たという評価がされて、ここで初めて行政が事業効果によって生み出された経費負担の軽減分の中から、事業資金を提供してくれた投資家に対して、それぞれの負担額とあわせていわゆる利息をつけて償還するといった仕組みがSIBというものです。

日本ではまだ導入されておられず、果たして日本に導入できるかどうかの実証実験ということで、日本財団さんが行っているということで、そのパートナーとして取り組んでいるのが特別養子縁組という題材となっております。

本題に戻らせていただいて、見相の報告後、本分科会のメインである講演会に移りまして、日本女子大学の林浩康先生より御講演いただきました。御講演は3つの大きな柱でお話をいただきました。まず1つ目が、林先生が代表を務められて、平成26、27年度の2カ年にわたって実施された厚生労働科学研究による児童相談所における養子縁組に関する研究の報告です。

全国の児童相談所を対象に行った実態調査の御報告として、里親や養子縁組担当の職員体制で一人でも常勤の専任職員を配置している見相が28.4%にすぎないことや、65%の児童相談所が所の方針として養子縁組後の支援を実施している一方で、逆に支援を実施していないところが30%強ある。また、新生児の養子縁組を実施していない児童相談所の多

くが、子どもの発達状況、障害等の見きわめや生みの親の意向確認に一定期間を要することを理由に実施しないと挙げられているといった報告をいただきました。

2つ目の柱は、パーマネンシー保障のための養子縁組推進の重要性についてです。虐待による0歳児の死亡事例が多く報告されている中、子どものパーマネンシー保障を具体化する上で養子縁組は重要な選択肢であり、子どもの時間感覚を考慮して、一刻も早く法律的安定を伴った養子縁組の必要性をお話いただきました。

最後、柱の3つ目といたしまして、児童相談所が今後養子縁組推進を図るための提言をいただきました。提言内容を幾つか御紹介申し上げますと、特別養子縁組がなかなか進まない、その見相の言いわけとして、実の親の同意がとれませんというのが決まり文句になっている。でも、それは違うのではないかと。見相がもっと丁寧に慎重に生みの親に対して社会的養護の必要性、家庭養護の重要性をきちんとお話しして、同意を得ていくという努力をすべきであるというお話が1つです。

それから、例えば特別養子縁組を組むにしてもこんな手法も考えられます。出産した産院から直接育ての親、養親さんと呼びますが、養親さんへ渡すのではなくて、一旦養育里親にいわゆる一時保護委託をして、1カ月程度見てもらって、その後に養親さんに渡す。お子さんにとっては3カ所動くという形になってしまうけれども、結果的には3カ月程度内での養育者の変わりについては、現実的にはそれほどお子さんの喪失感はまだ出ない時期である。こんな手法もありますよというお話もいただきました。

縁組については、各見相間で連携をとっているのだけれども、管轄外の民間団体と連携するにはなかなか自治体では動きにくいところがあります。こういった部分は是非国が情報の集約化、一本集約していけるようなシステムの構築が必要ではないかというお話でした。

続いて、特別養子縁組については、日本では同居を始めてその届け出を出して、家庭裁判所に特別養子縁組の申し立てをしますが、審判がおきるまで最低6カ月期間がかかります。場合によっては、1年かかってやっと成立といった事例もある中で、これは長過ぎる。他国の例を見ると、アメリカ、フランスは

2カ月で成立させている。ドイツに至っては2週間で成立させる。日本も何らかのシステム構築の見直しが必要なのではないかというお話がありました。

最後に、養子縁組のマッチングの段階で実の親と育ての親、養親さんに対して同じ機関、同一機関が2人に対応するという事は問題があるのではないかと。対応する職員がどうしても特別養子縁組成立ありきで望んでしまいますので、実の親に対して同意をとりたいという心理がどうしても働いてしまうので、それぞれ役割分担の中で別機関が対応することも必要ではないかといったようなお話もありました。

講演会終了後の質疑の中では、民間団体との連携はどのように考えていけばよいのかという質問が出されまして、先生からは養子縁組は行政だけの力ではなかなか進んでいかない部分があるので、民間のノウハウを活用して、まさに社会的養護として国民全体が支えていくという意識の醸成が必要なのだというお話が最後にありました。

横須賀市は、現在、主に新生児、いわゆる赤ちゃん委託を推進しておりますけれども、やはり一定期間の見極めが必要ではないかとの御意見も頂戴しております。民間事業者との連携についてもさまざまな課題が見えてきましたが、今回の分科会に御参加いただいた方々には、特別養子縁組についてお考えいただくきっかけとなり、また、社会的養護の選択肢の一つとして、新たな認識をお持ちいただけたのではないかと感じております。

以上で報告を終わらせていただきます。

松原氏 ありがとうございます。

子どものパーマネンシー保障にとって、特別養子縁組という1つの大きな選択肢だと考えております。

ただ、この制度をいろいろ改革していくためには、民法の改正と児童福祉の分野だけではなかなかでき



ない課題もありますので、かなり慎重な議論も必要だろうと考えております。

実際に造詣の深い林先生からのさまざまな課題提起も大きな意味を持っていたかなと思います。

それでは、以上で分科会の報告はこれだけにさせていただきますと思います。それぞれが非常に興味深く、本当はここでやりとりをしたいのですが、少し時間も押しております。総合的な論評を厚生労働省の田村室長にいただきたいと思ひますし、国の取組についても何か御紹介があればいただきたいと思ひます。

田村さん、よろしくお願ひいたします。

田村 悟氏 厚生労働省虐待防止対策室の田村と申します。

本日、それぞれの分科会でいろいろな御議論があった点につきましては、先ほど松原先生の御講演の中で、それから大臣の開会式の挨拶の中で話されていた、今、さらなる虐待防止対策の見直しについて、法改正も含めて検討しているところでございます。松原先生にその労をとっていただいているわけですが、先ほど先生も大分、突っ込んだお話をさせていただきました。どういった形でどういった制度の枠組みでこれから見直しをして、より虐待対策というものを進めていくかということになるかと思ひます。

今の制度が行き届いていないところを枠組みも含めて見直していくということを今まさに検討しているところでございます。

そして、来年に法改正を提出するという方向でやっております。制度を進めていく上では、本日、お集まりの皆様や関係機関、地域の住民の方も含めて協力していただきながら進めていかなければいけないと思っております。

今回、横浜でall かながわということでこのフォーラムを開催させていただいております。平成17年度から開催させていただいているこのフォーラムでございます。毎年場所を変えて全国持ち回りで開催させていただきます。今月は虐待防止推進月間ということでもございますので、このフォーラムが皆様の虐待に対するひとつのきっかけというか、関心を持っていただくためのきっかけになることを願っております。

簡単でございますが、以上でございます。

松原氏 ありがとうございます。

一昨日、アメリカに出張に行っていて、帰ってきたのです。ちょうど先月は国際的に乳がん防止月間でした。NFL、ナショナル・フットボール・リーグのチームはみんなピンクリボンをつけて競技をしていたのですが、オレンジリボンは国内的なシンボルだと思うのですが、しかし、日本の国民がこれを見て、虐待防止だよねと、この11月にさまざまな催しもあって、改めてそういうことに我々も関心を払わなきゃねというような大きなムーブメントがこれからできていくと良いなと思っています。

11月はもうプロ野球も終わっているのですが、どのスポーツチームがオレンジリボンをつけてくれるか分かりませんが、ちょうどサッカーもリーグ戦の順位が決まってくることなので、最終節辺りはこれをつけてみんなで支援をしていただくようなことがあっても良いかなと思っています。

それでは、情報共有も時間の制約がある中で一定程度進んだのかなと思います。

これをもちまして、フォーラム全体会を終えたいと思います。ありがとうございました。

